

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）78条1項の規定に基づく徴収金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和2年8月20日付けの徴収金決定通知書により行った徴収金額決定処分（徴収決定額4,231,106円。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるといものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は必ずしも明らかではないが、請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分の違法又は不当を主張しているものと解される。

本件各口座への入金は、請求人が保護開始前に金銭を友人知人へ貸したことに対する返済金や、友人とパーティを開催した際に掛かった費用を請求人が支払うために、友人から一時的に預かった金銭であるから、申告が必要な収入ではない。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規

定を適用し、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 7月 8日	諮問
令和3年10月 8日	審議（第60回第2部会）
令和3年11月 5日	審議（第61回第2部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の基本原則

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法4条1項）。そして、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする（法8条1項）。

#### (2) 福祉事務所長等の調査権

保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施又は77条若しくは78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況等につき、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる（法29条1項1号）。

#### (3) 被保護者の届出義務

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない（法61条）。

(4) 不正受給に係る保護費等の徴収

ア 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる（法78条1項）。

処分庁は、「〇〇区福祉事務所生活保護法第78条に規定する徴収金への加算措置取扱要領」（以下「加算要領」という。）により、具体的な加算措置の取扱いを定めている。

なお、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使用することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅するところ（地方自治法236条1項前段。以下「公債権の消滅時効」という。）、法78条1項の規定に基づく徴収金債権は、当該消滅時効の適用があると解されている。

イ 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日付社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）IV・4・(1)によれば、法78条1項にいう「不実の申請その他不正な手段」とは、「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。刑法246条にいう詐欺罪の構成要件である人を欺罔することよりも意味が広い。」とされている。

ウ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働

省社会・援護局保護課長通知) 3・①ないし④によれば、法78条の条項を適用する際の基準として、「保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき」、「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」、「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」及び「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」が挙げられている。

エ 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)問13-23・答(2)によれば、法78条を適用する場合に関し、「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。したがって、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」とされている。

## 2 本件処分の検討

### (1) 徴収対象額について

本件では以下の各事実が認められる。

請求人は、保護開始後である平成25年8月22日、職員から、本件説明を受けた上で、「福祉事務所からの重要事項の説明・確認書」に署名・捺印をし、所長に提出した。

にもかかわらず、請求人は、平成27年6月以降の本件各口座への入金(計4,165,352円。請求人自身からの振込を除く。)について、所長に申告しておらず、むしろ無収入である旨

の申告を行っていた。そして、それらの未申告収入は、請求人からの報告ではなく、請求人における年金収入の発覚をきっかけに実施された29条調査等により明らかになった。当該調査結果を踏まえ、処分庁は本件未申告金について本件処分を行い、令和2年8月20日、請求人に対し、本件処分通知書を送付した。

以上の各事実によれば、未申告収入額4,165,352円について請求人が申告を怠ったことは、「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。」（上記1・(4)・イ）及び「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」（同・ウ）に該当するといえる。ゆえに、上記未申告収入を得ていた期間、請求人は「不正な手段により保護を受け」（法78条1項）ていたといえる。

もっとも、公債権の消滅時効を考慮すると、平成27年8月以前の期間の未申告収入に相当する保護費（過支給分317,892円）に係る徴収金債権は、本件処分の時点（令和2年8月20日）において上記時効の適用があるといえる。

そうすると、本件において、法78条1項の規定に基づく費用徴収の対象期間（平成27年9月1日から令和元年12月31日まで）における未申告収入は3,847,460円（＝4,165,352円－317,892円）となるが、当該金額は、当該期間における支給済保護費（7,194,600円）を下回るものであるから、その全額が法78条1項の規定による徴収対象額となるべきものである。

ところで、本件処分において算定された徴収対象額（本件未申告金）は3,846,460円であり、上記徴収対象額より1,000円少ない。

この誤りは、処分庁が算定表を作成した際の転記ミスにより生じたものと思料されるが、請求人にとって、有利な取扱いとなっ

ており、審査庁は、審査請求人の不利益に処分を変更することはできないとされている（行政不服審査法４８条参照）ことからすれば、上記誤りをもって、審査請求における本件処分の取消理由とすることはできないというほかはない。

したがって、以下、徴収対象額は本件未申告金（３，８４６，４６０円）であることを前提として判断する。

(2) 加算額について

請求人は、本件各口座への入金を認識していたにもかかわらず、所長への申告義務を怠っており、その期間は、遅くとも平成２７年６月から令和元年１２月までの間で断続的に行われ、不正受給額は１００万円を優に超えるものであることが認められる。他方、不正受給は、請求人において初めてであり、また、職員の求めに応じ通帳の写しを提出するなど調査に協力的であったことが認められる。

以上の事実を法７８条１項及び加算要領に当てはめると、徴収対象額である本件未申告金（３，８４６，４６０円）の１００分の１０に相当する額３８４，６４６円を加算額とするのが相当である。

(3) 小括

上記(1)及び(2)より、徴収額の合計は４，２３１，１０６円（３，８４６，４６０円＋３８４，６４６円）となり、本件処分の徴収決定額と一致する。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第３のとおり、本件口座への入金、貸付金の返還や一時的な預かりである旨主張する。

しかしながら、請求人は、全ての収入について法６１条の規定に基づき届出を行う義務があり、その旨の重要事項の説明を受けているのであるから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

上記 2・(1)の誤りを除き、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙 (略)